

○東京都市町村公平委員会公印規程

(昭和42年4月1日
告示第1号)

改正 昭和42年 8月17日 告示第2号

第1条 東京都市町村公平委員会の公印は、この規程の定めるところによる。

第2条 公印は、次のとおりとする。

- (1) 東京都市町村公平委員会印
- (2) 東京都市町村公平委員会委員長印

第3条 公印のひな型、書体、寸法及び用途は、別表第1号表及び第2号表に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和42年8月17日告示第2号)

この規程は、公布の日から施行する。

別表第1号表 (ひな型は、別表第2号表に示す。)

公 印 名	ひ な 型	書 体	寸 法
委 員 会 印	1	て ん 書	方 3 0 耗
委 員 会 委 員 長 印	2	同	方 2 7 耗

別表第2号表

1	委 町 東	2	会 村 東
	員 村 京		委 公 京
	会 公 都		員 平 都
	印 平 市		長 委 市
			印 員 町